

この規程は株式会社ZOA(以下弊社といいます)が提供する店舗会員向けのポイントサービスの内容を定めたものです。

1. 会員登録

- ① ポイントサービスを受けるには弊社への会員登録が必要です（登録費および年会費無料）
- ② 登録されたお客様にはメンバーズカードを発行します。
- ③ 会員登録にあたってはお名前、住所、電話番号その他弊社が指定する内容の登録が必要です。
- ④ メンバーズカードは一人のお客様に対して複数枚発行することも可能ですが、1度のお買い物の際にご利用いただけるメンバーズカードは1枚だけです。
- ⑤ 会員登録をされたお客様は、当規程の内容を承諾したものとみなします。

2. 個人情報の扱いについて

- ① 利用の目的
会員登録にあたりいただいた情報は、弊社内でお客様へのポイント管理及び商品お買いあげ、各種サービスご利用の履歴管理、弊社からお客様への商品、サービス、セール等のご案内に使用します。
- ② 登録内容の変更・確認について
ご登録いただいた内容の変更・確認については弊社店頭で承ります。
- ③ その他の個人情報取扱いにつきましては、弊社プライバシーポリシーに準じます。
弊社ホームページに掲載していますのでご確認下さい。

3. ポイントの発行

- ① ポイントはポイント対象商品のお買いあげ金額(消費税別)に商品ごとのポイント還元率をかけた額面のポイントを発行します。
- ② ポイント還元の対象商品およびポイント還元率は商品および時期によって異なります。
実際のポイント還元率は店頭のプライスポップでご確認下さい。プライスポップには、ポイント還元率で表記している場合と、ポイント還元額で表記している場合があります。
ポイント還元額での表記の場合、その還元額は同プライスポップに掲載されている税前商品売価に弊社設定のポイント還元率を乗じて算出しています。お会計時にその商品の値引等があった場合、付与されるポイント額は①記載の理由により変化します。
- ③ プライスポップにポイント還元率またはポイント還元額の記載がない場合、その商品はポイント対象外商品です。



(ポイント表記あり：ポイント対象商品)



(ポイント表記なし：ポイント対象外商品)

- ④ 発行時に1ポイント未満は四捨五入します。
- ⑤ ポイントの発行にあたってはメンバーズカードをお持ちいただくことが必要です。
お会計の前にメンバーズカードの提示をお願いします。
メンバーズカードをお持ちいただけない場合はポイント後日発行券をお渡しします。
- ⑥ ポイントはメンバーズカードに対して発行します。
お客様が複数枚のメンバーズカードをお持ちの場合は、お買い物時に提示されたメンバーズカードに対して、ポイントを発行します。
- ⑦ ポイントを使用してお買い物をされた場合は、ポイント使用額を消費税別のお買いあげ金額合計から差し引いた金額が、ポイント発行の対象金額になります。
また、差し引くにあたってはポイント対象外商品から優先的に差し引かれます。

例1： 税別1,000円の商品をお買いあげで、お支払いに2,000ポイントご利用される場合。

A:本体価格	10,000 円 (ポイント還元率 1 % 商品の場合)
B:消費税	1,000 円
C:お買いあげ金額	11,000 円
D:ポイント使用	2,000 P
E:お支払額	9,000 円

上記の場合ポイント発行の対象金額はA-D=10,000-2,000=8,000円になります。

付与されるポイントは $8,000 \times 1\% = 80$ ポイント

例2： ポイント対象商品とポイント対象外商品を同時にお買いあげいただき、お支払いにポイントを利用された場合。

A:商品A本体価格(ポイント対象)	12,000 円(ポイント還元率 1 % 商品の場合)
B:商品B本体価格(ポイント対象外)	8,000 円
C:消費税	2,000 円
D:お買いあげ金額	22,000 円
E:ポイント使用	10,000 P
F:お支払額	12,000 円

上記の場合ポイント発行の対象金額はまず商品Bから8,000ポイント分を差し引き、残り2,000ポイント分を商品Aから差し引くので10,000円になります。

付与されるポイントは $10,000 \times 1\% = 100$ ポイント

◎例2のイメージ

A ¥12,000	ポイント 対象額 ¥10,000
B ¥8,000	E 10,000P

※補足 仮に E(ポイント使用額)がポイント対象外商品の本体価格よりも少ない場合は、A(ポイント対象商品)の¥12,000 がそのままポイント発行対象額になります。

- ⑧ ポイント対象となる商品を返品等された場合は、対象分のポイントも取り消され、メンバーズカードに登録されているポイント残高からその分が差し引かれます。

4. ポイント後日発行券

- ① 会員登録を弊社にされているお客様が弊社でお買い物をされた際に、メンバーズカードをお持ちでなかった場合、ポイント後日発行券を発行します。
- ② ポイント後日発行券とメンバーズカードをお持ちいただくと、ポイント後日発行券に記載されているポイントを1度に限り発行します。ポイントを発行済みのポイント後日発行券は弊社で回収します。
- ③ ポイント後日発行券は発行日から1ヶ月間です。(発行日の翌月の同じ日まで有効。月末等で同じ日がない場合は翌月の末日まで有効。)有効期限を過ぎると使用できません。
- ④ ポイント後日発行券を利用して発行されたポイントの有効期限は、対象となる商品をお買いあげいただいた日をポイントの発行日と見なして計算されます。
- ⑤ ポイント後日発行券は、対象となるお客様ご本人のみ利用可能です。他人への譲渡はできません。
- ⑥ ポイント後日発行券は、発行店舗のみで使用可能です。
- ⑦ ポイント後日発行券は、換金できません。
- ⑧ ポイント後日発行券は、万が一紛失されても再発行はできません。

5. ポイントの使用

- ① ポイントは1ポイント=1円として、1ポイント単位で弊社でのお買い物のお支払い時に現金と同様にご利用いただけます。ご利用の場合は、消費税込みのお買いあげ金額からポイント利用額を差し引きます。
- ② ポイントの使用にあたってはメンバーズカードが必要です。
- ③ 複数枚のメンバーズカードをお持ちの場合でも、1度のお買い物には1枚のメンバーズカードしかご利用いただけません。複数枚のメンバーズカードに登録されたポイントを同時にご利用いただくことはできません。
- ④ ポイントの使用を希望される場合はお支払い時に係員にその旨をお申し付けください。お客様からのお申し出がない場合はポイントの使用はされません。

6. ポイントの有効期間

- ① ポイントの有効期間は発行から1年後の同じ月の月末までとします。
例: 2025年4月 1日発行の場合は2026年4月30日まで有効です。
2025年4月30日発行の場合も2026年4月30日まで有効です。
- ② ポイント有効期間中に「ポイント発行」または「ポイント使用」があった場合、その日から1年後の月末日までポイント有効期間が延長されます。
例: 2025年4月 1日に300ポイント発行→この時点では有効期限2026年4月30日 まで300ポイント有効
2025年6月10日に500ポイント発行→先の300ポイントが期限延長され
有効期限2026年6月30日 まで800ポイント有効
2025年8月20日に600ポイント使用→残高200ポイントが期限延長され
有効期限2026年8月31日 まで200ポイント有効

ただし「ポイント発行」も「ポイント使用」も伴わない売上においては、上記のポイント有効期限の延長は行われません。

- ③ 有効期間が切れたポイントは消滅し、それ以後ご利用いただけません。消滅したポイントの再発行はできません。

7. ポイントの残高および有効期間の確認

- ① ポイントの残高および有効期間は弊社ホームページ上で確認できます。
また店頭でも確認できますので係員までお申し付けください。
- ② ポイントの残高と、発行されたポイントの有効期間はお買上時の発行レシートでも確認できます。
- ③ お買いあげ時にポイントの有効期限等の案内はいたしておりませんので、
お客様で有効期限の管理をお願いいたします。

8. メンバースカードの再発行等

- ① 紛失されたメンバースカードは手数料(税抜200円)をお支払いいただき所定の手続きを行うことで再発行します。
この場合、紛失されたカードから新しいカードへポイントを移行する形になります。
ポイントの有効期限は紛失されたカードに記録されていた内容と同じです。
- ② 手続きにあたってはお客様を証明する書類(運転免許証等)の提示が必要です。
また、法人のお客様の場合はそのほか必要な確認手続きを行わせていただくことがあります。
- ③ メンバースカードのバーコード等が劣化等で読みとれなくなった場合も
上記と同様に再発行の手続きをいたします。この場合手数料は無料とします。

9. ポイントの譲渡、換金等

ポイントを他人へ譲渡することはできません。また、ポイントの換金は致しかねます。

10. 準拠等

- ① メンバースカードならびにポイントに関するサービス内容は、弊社の都合により予告なく変更になる場合があります。この場合、弊社ホームページへの掲載でこれを告知し、会員のお客様はそれを了承したものとします。
- ② お客様は、システムの障害等により、ポイントに関するサービスの提供ができない場合があることをご了解されたものとします。
- ③ この規程にない事項に関しては、日本国内の法令に反しない限りにおいて弊社が取り扱いを決定する権利を有するものとします。当規程に関する訴訟が発生した場合は、弊社の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

2025年4月1日改定